

電子カルテ閲覧に伴う ID の申請について

平成23年6月1日

治験審査委員会

治験依頼者が治験の実施にあたって、電子カルテを用いた直接閲覧実施を必要とする場合は、下記のとおり申請し、電子カルテ ID を取得する必要があります。

ご不明な点は、治験事務局担当者にご連絡をお願いします。

【原則】

- 直接閲覧のための電子カルテ ID は、実施計画書毎に申請が必要です。当院で複数の治験課題を実施する依頼者等は、電子カルテ ID を複数管理し、直接閲覧の際は、治験課題に応じて使い分けていただきます。
- 電子カルテ ID は、実施計画書に記載のある治験担当者あるいは治験協力者リストに記載のある治験協力者が申請可能です。
- 監査、実地調査などはその都度、下記の手順に従って手続きをしていただきます。

【申請方法】

1.新規申請

別紙様式「中国労災病院電子カルテ閲覧申請書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、事前に治験事務局担当者あてに電子メールにてご提出ください。

2.変更申請

実施体制の変更に伴うプロトコル変更申請に併せて、治験事務局担当者に上記様式をご提出ください。

3.終了申請

治験責任医師からの治験終了報告書提出の時期に併せて、治験事務局担当者に上記様式をご提出ください。

【その他】

治験終了報告書提出後に、追跡調査などで引き続き直接閲覧が発生する場合などは、別途ご相談ください。